

いしかわ NPOニュース

特集

提出前にチェック!

よくある事業報告書等の間違い

- いしかわのNPO
 - ◆金沢子どもスタディサポート
 - ◆鍋プロ部
- 非営利団体のためのQ&A
 - ◆教えて! i-ねっとのあおみさん
- [ちょっと気になる、いしかわのNPO]
- NPO法人
 - いのちにやさしいまちづくり
 - ぽぽぽねっと
- 人-THE HITO-
 - 中嶋 謙仁さん(社会起業家)
- インフォメーション
 - 現在活動を行っていない法人の皆様へ
 - 企業×NPO物品マッチングサービス
 - これDo?のご案内

つながる、
ひろがる、
ふれあう。



「あいむ」は石川県 NPO 活動支援センターの愛称です。「あいむ」にちなみ、「i」と「m」という文字と、石川県の「石」の文字が、拳をあげて自らの意思を持って行動する市民をイメージしています。

石川県 / URL <http://www.ishikawa-npo.jp>

このコーナーでは毎回、ボランティアやNPOの活動に関わる個人に焦点を当てています。今回ご登場いただく中嶋謙仁さんは、東京から白山麓へと1ターン移住後、この地でさまざまな団体や個人とつながり、地域を良くするための活動に取り組んでいます。白山麓への想いや、移住のきっかけなどを伺いました。

THE HITO

vol.12

中嶋 謙仁 / Noriyoshi Nakajima
社会起業家

現在の活動を始めたきっかけと、その目的を教えてください。

中嶋さん●誰もがいきいきと暮らせて、自然と人が集まってくるような地域づくりができればと、当初は白山麓でNPOを立ち上げる計画でした。しかし、少し調べてみると、既に結構な数の団体が活動中。似たような組織を一つ増やすより、何か別の関わり方で貢献することを選びました。

今はSNSがビジネスや生活の中に定着するなど、誰とでもつながるきっかけを簡単につくることができる時代です。それを利用しない手はありません。何かをやりたいという時は、その対象に興味や能力のある人が集まり、ワーキングチームを組めばいいのです。このような考えから、2013年秋に団体・個人の枠を超えたつながりを目的に、仲間とともに協議会を立ち上げました。現在、2つのNPO法人と、1つの地域団体、地元行政の市がメンバーとなっていますが、決して協議会の傘下という位置づけではありません。協議会はいわば空中に浮く、クラウド型事務局。それぞれの団体が



単独で主催するイベントがあれば、コラボするものもあります。白山麓で活動する方々なら、誰しも集うような拠点となれば、きっと素晴らしいシナジー効果が得られるはずですよ。

東京から1ターン移住したきっかけを教えてください。

中嶋さん●約5年前、東京から白山麓へと一家で移住しました。それまでは外資系企業の日本支社でナンバー2として、公私ともに充実した日々を送っていました。しかし、同僚との何気ない会話から、自分の本当にやりたいことを思案するようになったのです。その過程で、食の安全や子どもの教育など社会問題も気になるように。やがて、モノが溢れる東京には、私たち家族にとって必要な本物の「豊かさ」が無いのではないかと、考えるようになりました。あの頃は「3・11」が起こるなど「想定外」でしたが、もし万一の事態が発生したら、いや何もしなくても、将来、子どもや孫の世代が健全な心身を保ちながら、都会での暮らしを続けられるとは思えなかったのです。

そのような中で偶然、石川県の農業法人が求人していることを知り、思い切って環境を変えることに。仕事をしながら、自身の価値観を模索する日々が始まりました。転職から5年を一区切りとし、次は再生可能エネルギーや農と食など農山村地域の課題に、何らかのソリューションを



提供する活動に挑戦することを決めました。

白山麓は、エネルギーと食を地産地消で生活することができ、豊かに暮らすことのできる素晴らしい場所です。しかし、日本各地の中山間地域と同じく、人口流出が問題となっています。「何か対策をしなければ」と構えるよりも、肩の力を抜いて「ここにある」「ここにしかない」面白いコンテンツを使って、何か楽しそうなことをやっている地域であることを伝えられれば、人は自然と集まってくると信じています。



東京時代の様子



1ターン後の様子

地域づくりに関わりたいと考えている人へメッセージをお願いします。

中嶋さん●地域を客観的に見つけ、リアルな人的ネットワークを築く準備期間があったから、今の私があると思っています。仕事はもちろん、地元の行事や、自警団・青年団の活動に参加し、さまざまな交流を通して白山麓で生きる上で大切なことを知ることができました。農業分野の先輩から「正しいことこそ、チャームに伝えなければならぬ」と教わったことも生きていますね。理想だけを熱く語ったところで、周りの皆さんからは、きっと何も分かっていない「よそ者」として片付けられていたでしょう。

主役は白山麓で活動している地元の皆さんです。私がトップランナーになる必要はありません。これからも、皆さんと力を合わせて、もっと活動しやすい環境を整えたいです。



中嶋 謙仁さん

1970年神戸市生まれ。海外から帰国後、国内大手航空会社の関連事業部門で国際線を担当。外資系船舶会社のナンバー2を経て、2008年、社会起業家を目指し家族とともに石川県へ1ターン移住。農業関連のビジネスに携わる傍ら中山間地域における課題解決のソリューションを模索する。

現在はフリーランスとして活動。妻と娘、2頭のヤギと1匹のネコと共に白山麓に暮らす。

P R O F I L E



提出前にチェック! よくある事業報告書等の間違い

NPO法人は、自らに関する情報を公開することによって市民の信頼を得て、市民によって育てられていくべきとの考え方から、NPO法では、毎事業年度終了後3か月以内に事業報告書等を作成し、所轄庁へ提出することが義務付けられています。しかしながら作成した事業報告書等に初歩的なミスがあると、せっかく情報公開をしても「このNPO法人は信頼できない」と思われてしまい、寄付を集めたり助成金を申請する際に不利になってしまいます。今回の特集では事業報告書等の作成時の注意点をまとめましたので、所轄庁に提出する前に間違いがないか確認をしてください。

提出部数

事業報告書等提出書:1部

事業報告書等提出書

石川県知事 殿

主たる事務所の所在地
特定非営利活動法人の名称
代表者氏名
電話番号

提出する年月日を記入してください。

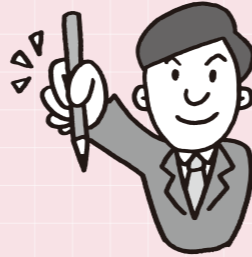
年 月 日

個人印ではなく、法人印を押してください。

担当者の電話番号を記入してください。

定款に従って事業年度を記入してください。設立初年度の法人の場合は、登記した日を記入してください。

前事業年度(年 月 日から 年 月 日まで)の事業報告書等について、特定非営利活動促進法第29条(同法第52条第1項(同法第62条において準用する場合を含む。))の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により、提出します。



事業報告書:2部

平成〇〇年度 事業報告書

年 月 日から 年 月 日まで

特定非営利活動法人〇〇〇〇

1. 事業の成果

(1) 特定非営利活動に係る事業

定款の事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲	支出額(千円)

定款に書かれている事業は実施してなくてもすべて記入してください。

今年度、事業は実施していない場合は、事業内容に「本年度は実施せず」と記入してください。

支出の合計額は、活動計算書の「事業費合計額」と一致させてください。

事業年度のミスは非常に多く見受けられます。前年度のものを修正する場合は洩れがないようにしましょう。

活動計算書:2部

平成〇〇年度 活動計算書

〇〇年〇月〇日から〇〇年〇月〇日まで

前事業年度の自至年月日を記載してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇 (単位:円)

科目	金額	
I 経常収益		
1. 受取会費		
正会員受取会費	xxx	
賛助会員受取会費	xxx	
〇〇会費	xxx	xxx
2. 受取寄附金		
受取寄附金	xxx	
施設等受入評価益	xxx	
〇〇寄付金	xxx	xxx
3. 受取助成金等		
受取民間助成金	xxx	
〇〇助成金	xxx	xxx
4. 事業収益		
〇〇事業収益		xxx
5. その他収益	xxx	
受取利息	xxx	
雑収益	xxx	
〇〇収益	xxx	xxx
経常収益計		xxx
II 経常費用		
1. 事業費		
(1) 人件費		
給料手当	xxx	
法定福利費	xxx	
退職給付費用	xxx	
福利厚生費	xxx	
〇〇費	xxx	
人件費計	xxx	
(2) その他経費		
会議費	xxx	
旅費交通費	xxx	
施設等評価費用	xxx	
減価償却費	xxx	
支払利息	xxx	
〇〇費	xxx	
その他経費計	xxx	
事業費計		xxx
2. 管理費		
(1) 人件費		
役員報酬	xxx	
給料手当	xxx	
法定福利費	xxx	
退職給付費用	xxx	
福利厚生費	xxx	
〇〇費	xxx	
人件費計	xxx	
(2) その他経費		
会議費	xxx	
旅費交通費	xxx	
減価償却費	xxx	
支払利息	xxx	
〇〇費	xxx	
その他経費計	xxx	
管理費計		xxx
経常費用計		xxx
当期経常増減額		xxx
III 経常外収益		
1. 固定資産売却益		
〇〇収益		xxx
経常外収益計		xxx
IV 経常外費用		
1. 過年度損益修正損		
〇〇費		xxx
経常外費用計		xxx
税引前当期正味財産増減額		xxx
法人税、住民税及び事業税		xxx
当期正味財産増減額		xxx
前期繰越正味財産額		xxx
次期繰越正味財産額		xxx

「人件費」と人件費以外の「その他経費」に分けて記入

事業別の内訳は注記に記入

事業報告書の支出額の合計額と一致



「人件費」と人件費以外の「その他経費」に分けて記入

固定資産の取得時は、活動計算書には購入支出額ではなく減価償却費のみ計上

その他の事業を定款で掲げていない場合はこの脚注は不要

前事業年度の活動計算書の「次期繰越正味財産額」と一致

貸借対照表の「正味財産」と一致

※ 今年度はその他の事業を実施していません。

貸借対照表:2部

平成〇〇年度 貸借対照表

××年×月×日現在

事業年度の最終日を記入してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇 (単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1.流動資産		
現金預金	×××	
未収金	×××	
〇〇金	×××	
流動資産合計		×××
2.固定資産		
(1) 有形固定資産		
車両運搬具	×××	
什器備品	×××	
〇〇〇	×××	
有形固定資産計	×××	
(2) 無形固定資産		
ソフトウェア	×××	
〇〇〇	×××	
無形固定資産計	×××	
(3) 投資その他の資産		
敷金	×××	
〇〇特定資産	×××	
〇〇〇	×××	
投資その他の資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1.流動負債		
未払金	×××	
前受民間助成金	×××	
〇〇金	×××	
流動負債合計		×××
2.固定負債		
長期借入金	×××	
退職給付引当金	×××	
〇〇金	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
III 正味財産の部		
前期繰越正味財産	×××	
当期正味財産増減額	×××	
正味財産合計		×××
負債及び正味財産合計		×××

資産合計と負債及び正味財産合計の合計が一致していることを確認

財産目録の資産合計と一致

未使用額の返還義務がある補助金や助成金は、その額を負債の部に計上

財産目録の負債合計と一致

前事業年度の貸借対照表の「正味財産合計」と一致

計算書類の注記:2部

計算書類の注記

1.重要な会計方針

計算書類の作成は、NPO法人会計基準(2010年7月20日 2011年11月20日一部改正 NPO法人会計基準協議会)によっています。

- 棚卸資産の評価基準及び評価方法
- 固定資産の減価償却の方法
- 引当金の計上基準
・退職給付引当金
従業員への退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務に基づき当期末に発生していると認められる金額を計上しています。なお、退職給付債務は期末自己都合要支給額に基づいて計算しています。

どの会計基準によって計算書類を作成しているかについては必ず記入してください。



「会計基準」以外の注記事項については、該当事項がない場合は記入不要です。詳細については、「みんなで使おう!NPO法人会計基準」のホームページをご覧ください。→ <http://www.npokaikeikijun.jp/>

財産目録:2部

〇〇年度 財産目録

××年×月×日現在

事業年度の最終日を記入してください。

特定非営利活動法人〇〇〇〇 (単位:円)

科目	金額	
I 資産の部		
1.流動資産		
現金預金		×××
流動資産合計		×××
2.固定資産		
(1) 有形固定資産		
什器備品	×××	
パソコン1台	×××	
有形固定資産計	×××	
固定資産合計		×××
資産合計		×××
II 負債の部		
1.流動負債		
未払金	×××	
事務用品購入代	×××	
預り金	×××	
源泉所得税預り金	×××	
流動負債合計		×××
2.固定負債		
長期借入金	×××	
××銀行借入金	×××	
固定負債合計		×××
負債合計		×××
正味財産		×××

貸借対照表の資産の合計と一致

貸借対照表の負債の合計と一致

正味財産 = 資産 - 負債

役員名簿:2部

前事業年度の年間役員名簿

年 月 日から 年 月 日まで

前事業年度の自至年月日を記入してください。

理事の役職名を定めている場合は、それぞれの理事について役職名を記入してください。

役職名	氏名	住所又は居所	就任期間	報酬を受けた期間
理事長	〇〇〇〇	前事業年度の就任期間を記入してください。	平成25年4月1日から 平成26年3月31日まで
理事	△△△△	報酬無し
監事	〇〇〇〇

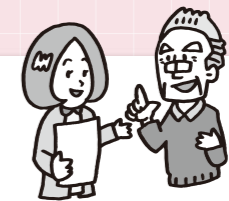
事業年度内の途中で就任、辞任された理事及び監事についても記入してください。

報酬には労働の対価としての給料は含まれません。

社員名簿:2部

前事業年度の社員のうち10人以上の者の名簿

事業年度の最終日を記入してください。 年 月 日現在



特定非営利活動法人〇〇〇〇

氏名	住所又は居所

必ず10人以上を記入してください。10人以上であれば社員全員を記載する必要はありません。

金沢子ども スタディサポート

代表:深澤のぞみ
(金沢大学人間社会学域国際学類 教授)
e-mail: nozomif@staff.kanazawa-u.ac.jp



○金沢子どもスタディサポートとは

現在、石川県には約1万人の外国人が住んでいますが、外国人の子どもたちも増える傾向にあります。金沢子どもスタディサポートは、金沢市やその近郊に住む外国人の子どもたちを対象に、金沢大学の国際学類で「外国人のための日本語教育」を学ぶ学生たちが中心となって、日本語や教科学習の支援活動を行うボランティアグループです。金沢大学の教員や大人サポーターも一緒に活動しています。

加賀藩の梅鉢紋を模したデザインの活動のシンボルマークは、子どもを中心に、保護者、学校、学生ボランティア、行政、地域の支援者が連携して支援をするというイメージを表しています。

外国人の子どもたちは、日本語力や日本の学校の知識が不十分なために、学校の勉強についていくことが難しい場合があります。また、高校や大学に進学したい場合に、どのような準備が必要なのか、なかなか情報が得にくい場合があります。そのため、金沢子どもスタディサポートでは、大学生たちが日本語教育の知識をいかして、日本語や学校の英語や数学、社会などの教科を教えたり、高校や大学の受験準備を手伝ったりしています。また、金沢大学の留学生も活動に加わり、自らが行った日本語の勉強方法を思い出しながら、教えることもあります。「お兄さんお姉さん」のような存在の大学生たちの助言や指導は、親しみやすいと思われているようです。金沢スタディサポートは2009年に活動を開始しましたが、高校入試を目指した外国人の子どもたちが志望校に合格し、また入学後もスタディサポートで勉強を続けることで卒業ができるなど、成果を上げています。

大学生だけでは扱いきれない事柄については、大人サポーターに助けをもらい、必要に応じて、石川県国際交流協会や金沢国際交流財団と連携し情報共有をしています。

○今後の展望

ボランティアとして参加している大学生たちにとっても、外国人生徒の困難を知り、実際の支援活動を通して、その問題の解決方法を検討し試行錯誤することは貴重な機会となり、学生たちの進路である日本語教師や、自治体公務員などを目指す際に生かされているようです。

多文化共生社会が進みつつある昨今ですが、外国人の子どもたちが、日本と母国との架け橋になって活躍してくれることを期待して、この活動を続けていきたいと考えています。

鍋プロ部

住所:七尾市鍛冶町69-3 / 電話:0767-54-8866 / e-mail: notonabe@misogigawa.com
ホームページ: <http://notonabe.com/>

能登鍋で身も心も(懐も)あったまる地域づくり

○「能登鍋」を知っていますか?

能登鍋とは、能登の豊かな食文化を守るとともに能登全体の観光交流を活性化させることを目指してつくられたご当地グルメです。一口に能登鍋と言っても、海鮮鍋やモツ鍋、トマト鍋などその種類は様々。能登鍋の条件は、①能登の香りがするベースを使う、②能登の美味しい食材でつくる、③地元産の練団子を入れるという3つだけなので、バラエティに富んだメニューが楽しめます。

この能登鍋を通じて「身も心も(懐も)あったまる地域づくり」を目指しているのが鍋プロ部という部活動団体です。主な活動としては、能登鍋のレシピの考案や地域・県外の様々なイベントへの出店、作成したパンフレット・ポスター等による宣伝活動などです。多くの人に能登の魅力がたくさん詰まった能登鍋を知ってもらい、食べてもらって「食」から能登を盛り上げていこうと力を尽くしています。

能登には、「いしり」や「こんかいわし」などの伝統的な発酵食品や、肥沃な土地でつくられたみずみずしい野菜、近くの海でとれた牡蠣などの新鮮な魚介類、大自然に囲まれて育った能登牛や能登豚、能登地鶏など豊富な食材があります。しかし、地域の人々にとってはあまりにも身近な存在なので、その魅力について、十分なアピールをしきれていません。

そんな中、2013年に埼玉県和光市で行われた日本最大級の鍋コンテスト「第9回ニッポン全国鍋合戦」で全国から集められた鍋の中から能登鍋が見事優勝することが出来ました。このことは能登の食材がたくさん詰まった能登鍋が、それだけのポテンシャルを持っているということの証明になったと思います。



○今後の展望

地域の人々に能登の食文化は後世に残すべき貴重な資源であるということを知ってもらい、能登を盛り上げていくために、より地域の人々に愛され、家庭でも地域のお店でもすすんで食べられるようなご当地グルメを目指していきます!

◀ニッポン全国鍋合戦で優勝!

「教えて! i-ねっとのおおみさん」



非営利団体のためのQ&A シリーズ 15 いしかわ市民活動ネットワークセンター 理事/事務局長 青海 康男

Q 沢山のボランティアと一緒にNPO法人を作ろうと思っていたんですが、一般社団法人は、手続きが少なく、短時間で作れると聞きました。どちらがいいかわからないので、違いを教えてください。

A NPO法人は、情報公開と合議制を大切にしていますから、活動を多くの人に知ってもらう必要があったり、不特定多数の人たちと一緒に活動したい団体には、理想的な法人格です。一方、一般社団法人は情報公開の規定がなく、専門性の高い数人だけで活動を回して行きたい傾向の強い団体に適した法人と言えます。違いは別表にまとめましたが、「沢山のボランティア」で団体をつくるのであれば、NPO法人の方が理想的かも知れませんね。

NPO法人と一般社団法人の比較表

項目	NPO法人	一般社団法人	
		非営利型(注)	一般型
活動内容	公益の増進に寄与する活動 (法が定める20分野の活動趣旨を目的とする活動)	特に制限なし	
手続き	所轄庁が認証し、登記で設立	公証人が定款を認証し、登記で設立	
期間	所轄庁の審査:約4か月 登記手続き:約1週間	登記手続き:約1週間	
費用	認証0円	定款認証約5万円、登記免許税6万円	
社員数	10名以上	2名以上	
役員	理事3名以上、監事1名以上	理事1名以上(監事は置かなくても可)	
情報公開	事業報告書、活動計算書、役員名簿等を所轄庁に提出	なし	

項目	NPO法人	一般社団法人	
		非営利型(注)	一般型
会費寄付	非課税	非課税	課税
法人税	収益事業のみ課税	収益事業のみ課税	課税
法人住民税均等割り	収益事業無しには減免制度有り	原則、課税 (自治体によって異なる)	課税
領収書の印紙税	非課税	非課税	非課税

注:一般社団法人の非営利型とは、①定款に解散時の残余財産を国、地方公共団体等に帰属する旨の規定があること、②定款に剰余金の分配を行わない旨の規定があること、③各理事について三親等以内の親族が3分の1以下であること、以上の要件をすべて満たす法人を指す。その他にも一般社団法人には、「共益活動型」と呼ばれる形態もある。

一般社団法人豆知識

- ①公証人役場で定款を認証し、登記すれば設立できますが、10万円以上の経費が必要です。
- ②2名以上の社員がいれば設立できます。理事会や監事の設置は選択できます。
- ③団体設立時の告示は登記事項になります。
- ④「非営利型」「共益活動」の会費、寄付金は非課税で収益事業のみ課税になります。「一般型」は全てが課税となります。
- ⑤均等割り法人税は、どのタイプにも「減免制度」はなく課税です。(但し、「一般型」以外については都道府県市によって異なりますが石川県と金沢市は課税となっています。)

ちょっと気になる、いしかわのNPO

vol.38

NPO法人いのちにやさしいまちづくり ぽぽぽねっと

理事長 榊原千秋さん

誰もが自分らしく暮らし続けられるまちに

悩みがある人の力になりたい

私たちは年齢や性別、障がいや病気の有無に関係なく、誰もが自分らしく暮らし続けられるまちづくりに取り組んでいます。主な事業は「いのちにやさしいまちづくり」、「すべての子ども・障がい者の支援」、「医療保健福祉従事者と患者・家族のネットワーク推進」の3つ。具体的な活動としては、がんや認知症等の講演会や、お年寄りの人生を冊子にまとめる聞き書き講座の開催、いのちのスープの会、自分らしい子育て支援など、年間を通して多岐に渡るイベントを開催しています。

この2月からは、何か困ったことがあれば、私たち「ぽぽぽねっと」のメンバーに頼ってもらえるような場をひらいていこうと「おもしろいまちプロジェクト」がはじまりました。

病気になったとき、障がいを抱えたとき、患者さん本人はもちろん、支える家族もつらい想いを抱えているはず。中には、主治医や看護師に打ち明けられないような悩みもあるでしょう。そのような話を受ける相手になることも私たちの役割の一つだと考えています。幸いメンバーの中には医療や福祉に携わる者も多く、連絡をいただいた一人ひとりの力になっています。実際に相談に来られた方からは「思い切って来てよかった」と感謝の声をいただくことも少なくありません。



全ては難病患者さんとの出会いから

NPO法人として認証されたのは2012年。その原点は1998年から続く「魂のいちばんおいしいところ」というコンサートにあります。

これは、一人のALS(筋萎縮性側索硬化症)患者の男性との出会いから始まりました。全身麻痺の彼が唯一動かせるのは眼球のみでしたが、世話役の私や医師、ナース、作業療法士らと積極的にコミュニケーションを取り、旅行や音楽鑑賞などを楽しんでいました。やがて、彼の自宅がある小松でホームコンサートを開いた時は、近所から多くの人が集まりました。回を重ね、ゲストに詩人の谷川俊太郎さん親子や、オーケストラ・アンサンブル金沢のメンバーを招いたこともあります。残念なことに、彼はがんが原因で亡くなりましたが、難病を抱えていても自分らしく生きることの尊さを

教えてくれたような気がします。そして、彼の元集まった人々との繋がりが無くなることはありませんでした。彼の他界後も年1回のコンサートを続け、お客さんで来て下さった方が翌年は新メンバーとして加わるなど、少しずつ仲間の輪が広がっていったのです。



ぽぽぽねっとがあっけよかったと 思っていただけのように

「ぽぽぽ」という個性的な名前は数年前、終末期のがん患者さんのイベントを企画している時に、ふと、暖かいものが地面からわいてきて人を包み込むようなイメージがわいてきました。わたしが「ぽぽぽ」とつぶやくと、その場にいた仲間たちも自然にやさしい笑顔で「ぽぽぽ」「ぽぽぽ」と言っていました。NPO法人化する際のワークショップで、これをそのままの名前として使うことにしました。「ぽぽぽねっと」という名前から、人を包み込むような暖かさをイメージしてもらえれば幸いです。

人と人とのつながりや助け合いの心は、世の中がどれだけ便利になっても、必要なものです。そして、誰にも排除されず、助けが必要な人には自然と手が差し伸べられ、やがて温かく見守られ最期を迎えられる街こそ、本当に「いのちにやさしいまち」だと私たちは考えています。何か問題に直面した時は、一人で悩まず、「ぽぽぽねっと」のことを思い出してください。まずは、お話することから始めてください。



■データ■

NPO法人 いのちにやさしいまちづくり ぽぽぽねっと

小松市梯町ホ 11-1 (ぽぽぽのいえ)
TEL : 0761-23-7307
URL : <http://square.umin.ac.jp/popopo/>
E-mail : popopo.net77@gmail.com

INFORMATION

何らかの事情により現在活動を行っていない法人の皆様へ

NPO法人を設立したのに思うように活動ができず、休眠状態になったとしてもNPO法人である限り必要な手続きがあります。

◆必要な手続きの例

- 社員総会を開く(毎年)
- 法務局への登記(少なくとも2年に1回)
- 事業報告書の提出(毎年)
- 法人税等の納付または減免申請 など

◆手続きを怠った場合の罰則

- | | |
|---|--|
| <p>※ 20万円以下の過料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●組合等登記令に違反して、登記することを怠ったとき ●役員変更等の届出の提出を怠ったとき ●定款変更の届出の提出を怠ったとき ●事業報告書の提出を怠ったとき など | <p>※ 50万円以下の過料</p> <ul style="list-style-type: none"> ●所轄庁による改善命令に違反した者 ●法人の代表者もしくは従業員が改善命令に違反したときは、その行為者およびその法人 |
|---|--|

休眠法人が増えるとNPO法人全体に対して社会的信頼、評価を損なう恐れがあります。NPO法人は活動内容を市民に情報公開する義務があり、その活動内容から市民に関心を寄せてもらうことで社会的信頼を獲得することができます。今後の活動再開の見込みがない場合は、解散をご検討ください。

パネル展示コーナーで日ごろの活動をアピールしてみませんか?

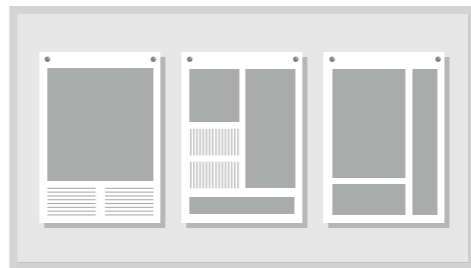
石川県NPO活動支援センター あいむ内に、ボランティア活動を行っているみなさんの活動内容をパネルやポスター、写真などで紹介する『パネル展示コーナー』を設けました。

【利用できる方】 県内で活躍されているNPO・ボランティア団体

【展示期間】 原則2週間 ☆各団体で展示作業を行ってください。

【展示内容】 NPO・ボランティア活動の広報及び周知に関する内容のもの

【パネルの利用】 あいむにあるパネルを最大5枚まで利用することができます。
☆パネルの大きさ：A1サイズ 594mm×841mm



お問い合わせ
石川県NPO活動支援センター あいむ
〒920-0961 金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ 7階
TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559 E-mail:npo@pref.ishikawa.lg.jp

NPOさん どう これDo? (企業×NPO物品マッチングサービス)

NPO法人やボランティア団体等が必要としている物品について、企業等から不必要となったオフィス備品等をご提供いただき、あいむが仲介してNPOで有効活用していただくという仕組みをつくりました。

ご利用方法(NPOの場合)

① あいむのホームページより、企業から提供されている物品一覧の中から必要としている物品がないか探します。

あいむホームページ <http://www.ishikawa-npo.jp/koredo/>

② 必要としている物品が無い場合は「希望物品の新規登録」を行います。

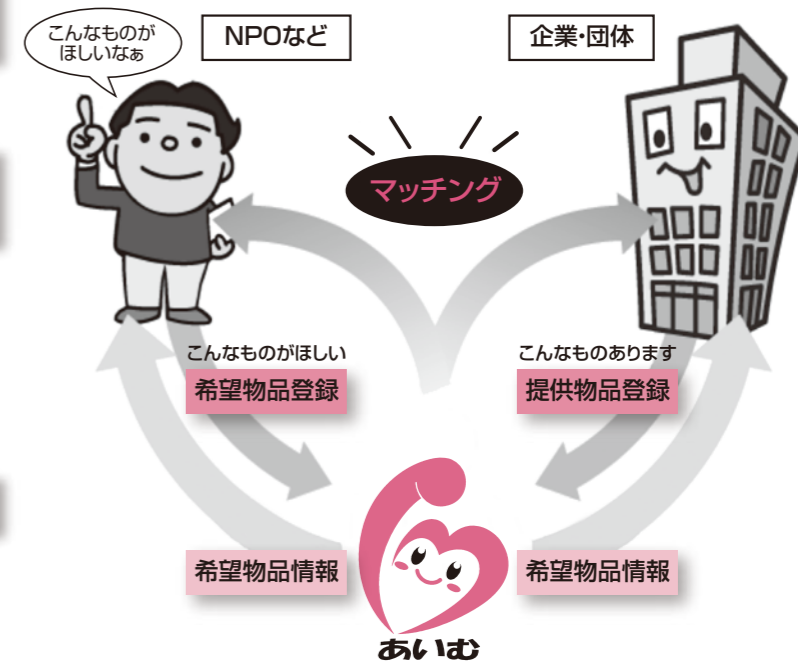
③ マッチング
(マッチングはあいむが行います)

提供先が決まったらあいむからNPO及び企業・団体へ連絡し、物品の受け渡しの調整を行います。
※原則、NPOが企業・団体へ行って物品を受け取ります。

④ 受領報告

物品提供を受けたNPOは、あいむ経由で受領報告書(お礼状)を企業・団体に提出します。

終了



石川県NPO活動支援センター

本誌に関するご意見、ご要望をお寄せください。

石川県NPO活動支援センター
(金沢市香林坊2丁目4番30号 香林坊ラモーダ 7階)
TEL:076-223-9558 FAX:076-223-9559
E-mail: npo@pref.ishikawa.lg.jp

